

救命救急センターの救急外来を受診する 軽症患者について

第1. 基本的考え方

近年、救急医療機関を受診する軽症患者が増加している一方、医師が患者に協力して欲しい内容として、軽症の場合は近隣の診療所を受診して欲しい、休日・夜間の受診は避けて欲しいとの調査結果も示されている。

このような状況も踏まえ、救命救急センターの医師の負担を軽減する観点から、他の医療機関からの紹介のない軽症患者が救命救急センターの救急外来を受診した場合については、一定の条件を付した上で、医療保険の自己負担とは別に予約診療・差額ベッドなどと同様の選定療養として、患者から特別な料金を徴収することを可能にする。

第2. 具体的内容

救命救急センター(平成22年1月1日現在、全国で221施設)の救急外来を受診しようとする患者に関して、医師等が事前に状態等の確認を行った結果、軽症であることが確認され、別途費用の徴収が発生する可能性があることを説明したにもかかわらず、患者の選択により診療を実施した場合については、医療保険の自己負担とは別に、患者から特別な料金の徴収を可能とする。

[具体的な要件(案)]

- ・ 軽症患者に該当するか否かは、診察の前に、医師又は経験を有する看護師が判断する。その基準は、学会等が示すトリアージの基準を参考に、各医療機関が策定する。
- ・ 軽症患者に該当し、特別な料金を徴収される可能性がある旨は、診療前に患者側に伝える。
- ・ この軽症患者の基準や特別な料金を徴収される旨は、院内掲示するとともに、ホームページ等で公表する。
- ・ なお、診療後に軽症の状態に当たらなかったことが判明した場合や入院が必要となった場合等は、特別な料金の徴収はできないものとする。

[救命救急センターの救急外来を受診する際に特別な料金の徴収対象とされる典型例]

- ・ 海外旅行なのでいつもの薬を長期処方して欲しいと言って来院する患者
- ・ 虫刺されがかゆいと言って来院する患者
- ・ 指に刺さった小さなトゲを抜いてほしいと言って来院する患者